（新設）

（令和六年度及び令和七年度の確定出産育児交付金の額の算定の特例）

第九条　法附則第十条の規定により読み替えられた法第七十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前々年度における当該都道府県内の市町村又は組合に係る出産育児一時金等の支給に要した費用の額として同法第百五十二条の五の規定により算定した額に一から補助率を控除して得た率を乗じて得た額とする。

２　前項の補助率は、都道府県内の市町村においてはおおむね三分の二、組合においてはおおむね四分の一とする。

（国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令の一部改正）

第六条　国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（削る）	（退職被保険者等の経過措置に係る特例）
	第二条　退職被保険者等（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）について、第三条から第十六条まで、第二十七条、第二十八条、第三十一条及び第三十二条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第九条第四項第一号ロ	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号ロ
第三条第二項各号列記以外の部分	第九条第四項第一号ロ(3)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号ロ(3)
	被保険者	一般被保険者
第三条第二項第一号	被保険者	一般被保険者（法附則第六条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）
第三条第二項第二号及び第三号	被保険者	一般被保険者
第三条第三項	第九条第四項第二号ロ(3)	附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第二号ロ(3)
	被保険者	一般被保険者